

八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断された40歳未満のがん患者が、住み慣れた自宅で療養し、自分らしい生活を送れるよう、在宅における療養生活に係る費用の一部を助成することにより、患者とその家族の負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 申請時及び利用時に、八尾市内に在住し、八尾市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 申請時及び利用時に年齢が40歳未満の者
- (3) がんと診断され医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者
- (4) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において同様の助成又は給付を受けることができない者

(助成対象経費)

第3条 助成対象の経費は、前条に定める対象者が在宅で生活するために必要とする、次の各号のいずれかに該当するサービス（原則として、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が提供するサービスに限る。ただし、法の指定事業者と同等のサービスの提供が可能である等、市長が特に認めた事業者を含むものとする。）を利用する経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 法第8条第2項の訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項の福祉用具の借受けに相当するサービス
- (4) 法第8条第13項の福祉用具購入に相当するサービス
- (5) 法第8条第24項の居宅介護支援に相当するサービス

2 前項各号のサービスは、第8条第1項の利用決定において利用開始日と定められた日以降に利用するサービスとする。

3 第1項の規定にかかわらず、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業その他の助成事業と類似する事業から助成又は給付を受けているものを除く。

(助成金額)

第4条 助成金額は、次により算出された額を上限とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (1) 次のアに定める基準額とイに定めるサービス利用料の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

ア 基準額 別表1に掲げる額

イ サービス利用料 第3条に定めるサービスの利用に要する費用

(2) 前条第1項第1号から第4号のサービスについては、前号の規定により選定した額に10分の9を乗じて得た額とし、前条第1項第5号のサービスについては、前号の規定により選定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者（以下「生活保護受給者」という。）については、前項第1号により算出された額を助成するものとする。

（サービス提供事業者への依頼）

第5条 サービス提供事業者に対する依頼は、第2条に定める対象者が行うものとする。

（利用の申請）

第6条 本事業を利用しようとする者（その者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人、以下「申請者」という。）は、八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業利用申請書（様式第1号）（以下「利用申請書」という。）及び八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業にかかる意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、意見書は、やむを得ない場合には利用申請書の提出日より後に提出することができるものとする。

(1) 申請者の本人確認書類

(2) 生活保護受給証明書（生活保護受給者のみ）

2 申請者は、利用申請書内で本事業にかかる一切の手続きを民法（明治29年法律第89号）第643条に基づき委任ことができ、受任者は同法第653条第1項第1号に規定に関わらず、本事業にかかる手続きを委任されているものとする。

（主治医の意見の聴取）

第7条 市長は、必要と認める場合には、申請者について主治医の意見を求めることができるものとする。

（利用決定及び通知）

第8条 市長は、利用申請書の提出があったときは、申請内容について審査し、速やかに本事業の利用の可否を決定し、八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業利用承認通知書（様式第3号）又は八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業利用不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。ただし、意見書が利用申請書より後に提出される場合には、書類を全て受理した後に、又は前条における主治医への意見照会にかかる回答を受理した場合には、その受理後に本事業の利用の可否を決定するものとする。

2 前項による利用決定を受けた場合、本事業の利用期間の始期は、利用申請書の提出日と意見書における判断年月日のうち遅い日とする。

3 令和8年6月1日から同年8月31日までに利用申請書の提出があった場合で、意見書における判断年月日が、利用申請書の提出を受けた日より早い場合は、前項の規定に関わらず、意見書における判断年月日に遡って本事業の利用期間の始期とする。ただし、

令和8年4月1日より前の日に遡ることはできないものとする。

4 第1項による利用決定を受けた場合、本事業の利用期間の終期は40歳に到達する日の前日までとする。

(利用変更等の申請義務)

第9条 前条第1項における利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、本事業の利用期間において、次の各号のいずれかに該当するときは、八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業利用変更(中止)申請書(様式第5号)(以下「利用変更(中止)申請書」という。)により、速やかにその旨を市長に申請しなければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 本事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第2条に定める対象者に該当しなくなったとき

(利用変更承認等の通知)

第10条 市長は、利用変更(中止)申請書の提出があったときは、申請内容について審査を行い、前条第1号による場合は、八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業利用変更承認通知書(様式第6号)、前条第2号又は第3号による場合は、八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業利用中止決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(利用の廃止又は取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を廃止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 症状の悪化等により本事業を受けることが困難であると認められるとき
- (2) 市長が本事業を利用することについて適当でないとするとき

2 市長は、前項に定める本事業の廃止又は取消しをしたときは、八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業利用廃止(取消)通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(本事業に係る居宅サービス計画の作成)

第12条 利用者が第3条第1項第5号に定めるサービスを利用する場合は、サービス提供事業者より法第8条第24項に定める居宅サービス計画の交付を受けるものとし、その写しを市長に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第13条 利用者は、助成対象経費のうち、第4条で定める助成金額を月単位でまとめて、八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業助成金請求書(様式第9号)(以下「助成金請求書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象経費にかかる領収書(原本)
- (2) 助成対象経費とするサービスにかかる明細書(原本)
- (3) 振込先口座が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して1年を経過する日までに、当該サービスにかかる助

成金請求書を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第14条 市長は、助成金請求書の提出があったときは、その内容について審査し、交付の可否を決定し、八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業交付決定通知書（様式第10号）又は八尾市若年がん患者在宅療養支援助成事業不交付決定通知書（様式第11号）により請求者に通知するものとする。

(交付方法)

第15条 前条により交付を決定した助成金は、請求者から指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、当該交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(目的外使用等の禁止)

第17条 第3条第1項第4号のサービスを受けた者は、購入した用具を本事業の目的に反して使用し、譲渡し又は貸し付けてはならない。

2 市長は、前項の規定に反すると認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第18条 市長は、必要と認める場合には、利用申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、事実の確認又は聴取を行うことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業にかかる事務の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

| 区分 | 基準額 |
|-------------------|------------|
| 第3条第1項第1号～第3号の合計額 | 1月あたり6万円 |
| 第3条第1項第4号 | 1回に限り6万円 |
| 第3条第1項第5号 | 1回に限り2万2千円 |